

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



経産省より「緊急事態宣言期間における更なる 検疫の強化等、新たな措置」について

1月13日（木）緊急事態宣言期間における更なる検疫の強化等、新たな措置が発表されました。
措置の概要は以下の通りです。

【概要】

- ①1月14日から緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全てのビジネストラック・レジデンストラックを停止
- ②1月14日から当分の間、全ての帰国者・入国者に対して個人名での誓約書の提出を求める

本措置によって、緊急事態宣言期間中は全ての国・地域からの新規入国は認められなくなる他、今後日本に帰国・再入国を予定されている方にも防疫措置の誓約が求められます。

なお、既に一時停止となっておりましたビジネストラック・レジデンストラック以外の新規入国の停止期間が、1月末までから緊急事態宣言解除までと変更になっております。また、発給済みの検証を保有する外国人であっても、1月21日午前0時以降は入国が認められないこととなりますのでご注意ください。

～参考資料～

内閣官房 HP「新型コロナウイルス感染症対策」より

<https://corona.go.jp/>

※措置の詳細については、「最新情報」に掲載されておりますので、ご確認ください

問い合わせ先

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

電話番号：0120-565-653

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話番号：03-3580-4111